

開催概要

■令和6年度第1回吹田市障害者福祉施設等整備補助事業者選定委員会

<日 時>

令和6年（2024年）7月8日（月）午後2時から午後4時

<場 所>

総合福祉会館第3会議室

<出席委員>

5名

※ 5名中5名出席により、会議は成立。

<議 題>

令和6年度障害者福祉施設等整備補助事業者の選定方法及び審査基準等について

<会議要旨>

1 委員会開会

2 諮問

3 事務局から議題案件について説明

4 主な質疑応答・意見

○委員

審査基準等について、昨年度と変更はないという認識でよいか。

●事務局

ご認識のとおり。

○委員

昨年度の申請で、財務書類の中で仮想通貨を運用している事例があったが、今年度はどのように対応するか。

○委員（前項続き）

財務書類は法人の安全性について判断するものである。仮想通貨の値は上下するため、昨年度は仮想通貨の購入時の金額を記載いただいた。そのため、本来確認したいことであった、現在の法人の安全性を見ることは難しくなっている。一方で、仮想通貨にも様々な種類があるため、申請の段階で評価を細分化することについても難しさがある。よって、基準は前年のとおりとして、個別の審査時に詳細を聞くということにしてはどうか。

○委員

運営の透明性について確認が必要。昨今、他県の株式会社が運営する共同生活援助について不正が発覚し、指定の取消があった。本補助事業では、直近3年間の実地指導の結果について確認するため問題ないと思うが、万が一にも不正が発覚した場合は補助金の取下げをさせるべき。審査基準は原案どおりで問題ないが、運営については必要に応じて情報収集することが重要。

○委員

資料2-2及び資料3-2について（審査基準）。「障がい福祉計画との関連性等」の配点で、「障がい者」は重度障がい者を受け入れる施設の整備と医療的ケアを要する障がい者受け入れる施設の整備についてそれぞれ10点設けている。一方で、「障がい児」は重症心身障がい児又は医療的ケアを要する障がい児を受け入れる施設の整備として20点設けている。この配点の違いは何か。

●事務局

「障がい児」については、第3期吹田市障がい児福祉計画において、重症心身障がい児と医療的ケアを要する障がい者の施設の整備を進める旨を記載している。本補助事業では、どちらかでも事業者にやっていただけるのであれば加算したいという意図があり、「又は」という標記にした。

「障がい者」については、第7期吹田市障がい福祉計画で共同生活援助の施設の整備に重きを置いており、加算の中では最高点の20点の配点としている。そのため、重度障がい者と医療的ケアを要する障がい者の施設の整備についてはそれぞれ項目を分けて10点の配点としている。また、共同生活援助の配点を高得点としていることについては、市単独補助金は補助金額が少額であるため、主に賃貸物件が対象となることから、強度行動障がいを受け入れる共同生活援助の建物を建設するにあたっては、国庫補助金を活用してほしいという意図がある。

5 委員間協議

財務書類について。応募事業者が大きな法人である場合の財産目録や貸借対照表は、法人単位、拠点単位、事業単位のいずれの単位で提出を求めるか。事業単位での運営状況が悪い場合についても、他事業で補填するという考え方であれば、法人単位でよいと考える。報酬体系によっては事業単位で見ると赤字である場合も考えられるため、法人としての運営状況を確認するのが適切だ。よって、まずは法人単位で提出していただき、具体的な判断材料の一つとして詳細な資料を提出してもらうこととする。

また、補助金を受ける事業者が途中で事業を廃止する場合には、厚生労働省が通知している「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」に基づいて、補助金の返還があるため、事業運営の見通しについては確認が必要である。

よって、事業者募集にあたっての審査基準等のについては、原案どおりとしつつも意見を付すこととする。

6 答申

以下の意見を付し、原案どおり了承する旨の答申を受けた。

【意見】

財務状況や法人運営について、より適切な審査が可能となるよう、必要な情報収集に努めること。